中野区介護保険施設等の指導監督基準

第１　目的

この基準は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第２３条及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成２７年厚生労働省告示第１９６号。）に基づく指導並びに法第７６条、第７６条の２、第７７条、第７８条の７、第７８条の９、第７８条の１０、第８３条、第８３条の２、第８４条、第９０条、第９１条の２、第９２条、第１００条、第１０３条、第１０４条、第１１４条の２、第１１４条の５、第１１４条の６、第１１５条の７、第１１５条の８、第１１５条の９、第１１５条の１７、第１１５条の１８、第１１５条の１９、第１１５条の２７、第１１５条の２８、第１１５条の２９、第１１５条の４５の７、第１１５条の４５の８及び第１１５条の４５の９の規定に基づく監査並びに法第１１５条の３３の規定に基づく業務管理体制の整備に関する検査について必要な事項を定める。

第２　定義

この基準において、使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、以下に記載の用語の意義は次のとおりとする。

１　介護サービス

指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、住宅改修、第一号訪問事業、第一号通所事業及び第一号介護予防支援事業をいう。

２　事業者等

介護サービスを提供する事業者をいう。

３　介護報酬等

介護給付に係る費用、予防給付に係る費用及び第一号事業支給費

第３　指導

指導については、「介護保険施設等の指導監督について（通知）（令和６年老発０３２６第６号）」中「介護保険施設等指導指針」、「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について（平成２７年老発０３３１第８号）」中「介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業者の指導等ガイドライン」及び以下に定める規定を中野区の基準とする。

１　対象事業者

対象事業者は事業者等とし、第一号訪問事業、第一号通所事業及び第一号介護予防支援事業については、原則として、法第２３条に係る介護サービスと併せて指導を行う。

２　対象事業者等の選定

「介護保険施設等指導指針」に定める運営指導（以下、「運営指導」という。）対象事業者等は、以下の要件に基づき選定する。

⑴　指定有効期間内に運営指導を行っていない事業所

※順次、直近３年間に運営指導を行っていない事業所も対象とし、そのうち施設サービス及び居住系サービスについては重点的に実施する。

⑵　新規指定から１年経過し、かつ新規指定から運営指導を行っていない事業所

⑶　区が実施する集団指導に出席していない事業所

⑷　介護サービスを受ける者（以下「利用者」という。）又はその家族等からの苦情又は相談に関して必要があるとき

⑸　事業者等の業務に従事する者（当該業務に従事していた者を含む。）からの当該事業者に関する苦情又は相談に関して必要があるとき

⑹　介護報酬等の請求の内容に関して必要があるとき

⑺　次のアからコまでに掲げるいずれかの規定による事故が発生した場合の区への連絡に関して必要があるとき。

ア　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）第３７条第１項（同令第５４条、第７４条、第８３条、第９１条、第１１９条、第１４０条、第１４０条の１３、第１４０条の１５、第１４０条の３２、第１５５条、第１５５条の１２、第１９２条、第１９２条の１２、第２０５条、第２０６条及び第２１６条において準用する場合を含む。）及び１０４条の３第１項（第１０５条の３、第１０９条において準用する場合を含む。）

イ　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号）第２７条第１項

ウ　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３９号）第３５条第２項

エ　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４０号）第３６条第２項

オ　介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成３０年厚生省令第５号）第４０条第２項

カ　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）第３条の３８第１項（同令第１８条、第８８条、第１０８条、第１２９条、第１８２条において準用する場合を含む。）、第３５条第１項（同令第３７条の３、第４０条の１６、第６１条において準用する場合を含む。）、第１５５条第２項（同令第１６９条において準用する場合を含む。）

キ　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）第５３条の１０第１項（同令第６１条、第７４条、第８

４条、第９３条、第１２３条、第１４２条、第１５９条、第１６６条、第１８５条、第１９５条、第２１０条、第２４５条、第２６２条、第２７６条、第２８０条、第２８９条において準用する場合を含む。）

ク　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号）第３７条第１項（同令第６４条、第８５条において準用する場合を含む。）

ケ　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号）第２６条第１項

コ　介護保険法施行規則第１４０条の６３の６第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和６年厚生労働省告示第８４号）第３５条第１項（同基準第４６条において準用する場合を含む。）及び第５９条第１項（同基準第６９条において準用する場合を含む。）

⑻　東京都知事が介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱（令和５年福保指一第２００号）に基づく指導を行うに当たり、東京都知事から協力を求められたとき

⑼　東京都国民健康保険団体連合会が事業者等に指導を行うに当たり、東京都国民健康保険団体連合会から協力を求められたとき

⑽　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき

３　指導の年度方針

集団指導及び運営指導の実施に当たっては、実施方針を年度ごとに別に定める。

第４　監査

監査については、「介護保険施設等の指導監督について（通知）（令和６年老発０３２６第６号）」中「介護保険施設等監査指針」及び「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について（平成２７年老発０３３１第８号）」中「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査指針」を中野区の基準とする。

第５　業務管理体制の整備に関する検査

業務管理体制の整備に関する検査については、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（通知）（令和６年老発０４０４第３号）」中「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」を中野区の基準とする。